

# 犯罪被害者等支援カウンセリングアドバイザーの委嘱等に関する訓令

令和7年3月6日

本部訓令第8号

(趣旨)

**第1条** この訓令は、犯罪被害者等支援カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** アドバイザーに委嘱する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等（犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。以下同じ。）に対するカウンセリング業務に従事する警察職員への助言及び指導
- (2) 犯罪被害者等の支援業務に従事する警察職員への助言及び指導
- (3) 犯罪被害者等の支援に関する教養

(推薦)

**第3条** 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者の中から適任者を犯罪被害者等支援カウンセリングアドバイザー推薦書（別記様式第1号）により本部長に推薦するものとする。

- (1) 大学等の研究者、医師、公認心理師、臨床心理士等であつて、精神医学、臨床心理学、カウンセリング等に係る専門的な知識及び技能を有する者
- (2) 犯罪被害者等支援の重要性及び必要性について十分な理解を有する者

(委嘱)

**第4条** 本部長は、前条により推薦された者を適任と認めるときは、委嘱状（別記様式第2号）を交付してアドバイザーに委嘱するものとする。

(委嘱の解除)

**第5条** 警務課長は、アドバイザーが死亡、疾病その他の理由により委嘱を解除する必要がある場合は、犯罪被害者等支援カウンセリングアドバイザー委嘱解除上申書（別記様式第3号）により本部長に上申するものとする。

2 本部長は、前項の上申により委嘱を解除することが適当であると認めるときは、当該アドバイザーの委嘱を解除するものとする。

(報酬)

**第6条** アドバイザーに対しては、報酬を支払うものとする。

(委任規定)

**第7条** この訓令に定めるもののほか、アドバイザーの運用に関し必要な事項は、警務課長が別に定めるものとする。

**附 則**

この訓令は、令和7年3月6日から施行する。